

朝霞市日本手話言語条例

—No.23 朝霞市—

【事業の内容】

ろう者が、日本手話を使用して安心して暮らすことができ、広く市民が日本手話への理解を深め、お互いに地域で支え合うことのできる朝霞市を目指し、「朝霞市日本手話言語条例」を制定しました。

この条例では、日本手話に係る市の責務を定め、日本手話に対する理解の促進や普及、その他円滑に日本手話を使用することができる環境の整備に関し、必要な措置を講じることにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

平成 28 年度は以下の取組を実施します。

- ① 日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策
- ② 日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策
- ③ 日本手話を使用することができる環境整備のための施策
- ④ 手話通訳者の養成及び確保のため施策

【事業年度】

平成 28 年 4 月 1 日施行

【予算額(千円)】

14,829千円

【財源】

国庫支出金（地域生活支援事業の一部として補助金 1 / 2 以内）、県支出金（地域生活支援事業の一部として補助金 1 / 4 以内）、一般財源（市）

【事業実施に至った背景・経緯】

朝霞市では、「誰もが互いを尊重し共に生きる社会を目指して」を基本理念として、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に個性を尊重し支え合いながら

共生する社会づくりを進めています。

これまで日本手話が言語として認められなかったことや、日本手話を使用することのできる環境が十分に整えられなかったことから、多くの不便や不安を感じながら生活してきたろう者が、日本手話を使用して安心して暮らすことができ、広く市民が日本手話への理解を深め、お互いに地域で支え合うことのできる朝霞市を目指し条例を制定することとしました。

【事業のPRポイント】

条例の策定に当たって、当事者の意見を条例に反映させるため、聴覚に障害のある方との「条例制定に向けた懇談会」を3回開催し、考えをお聴きしました。また、聴覚障害のある当事者、知識経験者、手話サークル、社会福祉協議会（手話通訳者等派遣事業受託者）、手話通訳者等の関係機関が協力し、条例の制定に向けた検討を重ねました。

今後、施策の推進方針を定める際も、朝霞市障害者プラン推進委員会のほか、日本手話を使用する市民、手話通訳者その他の関係者の意見を聴き、策定することとしており、具体的施策に関する検討を行っていきます。

平成27年12月12日・13日に東京秋葉原で開催された「情報アクセシビリティ・フォーラム2015」において、本紙の条例制定までの取組をパネルにし、展示しました。

【今後の展開】

- ・ 障害や理解を深めるための講演会を開催します。
- ・ 啓発用リーフレットを作成し配布します。
- ・ 市等が主催する講演会に、手話通訳者を積極的に配置します。
- ・ 市職員や市議会議員を対象とした手話講座を実施します。
- ・ 手話通訳者等派遣事務所の体制整備を図ります。
- ・ 手話講習会の開催回数を拡充します。
- ・ あさか学習お届け講座でミニ手話講座を実施します。

【参考資料】

パネル「朝霞市日本手話言語条例」

〔 連絡先 〕

障害福祉課 障害福祉係

048(463)1111(内線2653)

朝霞市日本語条例

「朝霞市日本語条例」が、平成28年4月1日から施行されます。

「朝霞市日本語条例」は、全国初の「日本語」を言語として定めた条例です。

この条例では、ろう者が日本語を使用し、安心して暮らすことができ、広く市民が日本語への理解を深め、互いに地域で支え合う朝霞市を目指すことを目的としています。

今後は、障害者やろう者に対する理解を深め、言語である日本語を周知するための施策などを検討し、取り組んでいきます。



朝霞市日本語条例が制定されました！



高田副市長（前列、左から5回目）と、市議会議員の皆さんと共に、日本語条例案の可決成立を祝つ。

条例の制定まで、どう取り組んできたの？

条例の制定に向けて、日本語を使用するろう者などの当事者、その家族、手話通訳者、手話サークル、朝霞市障害者プラン推進委員会からの意見を伺い、特に当事者の意見をできるだけ条例に反映できるようにしました。また、6月1日から30日までの間、パブリックコメントを実施しました。

なぜ朝霞市は「日本語」なのでしょ？

「日本語」とは、ろう者が大切に守ってきた伝統的な手話をいし、『日本語』とは異なる独自の文法体系を持つ言語で、手指だけでなく、顔の表情や体の動きも文法の役割を果たします。

このほか、日本語の文法や語順に手話単語を当てはめた「日本語対称手話」があり、「手指日本語」とも呼ばれ、言語学の観点から見ると、手と指を使っただけ日本語になります。

本条例では、「日本語」を言語として位置付け、「日本語」を普及等の対象としています。なお、本条例は「日本語」以外の「日本語対称手話」などを認めないものではありません。

今後の取り組み(予定)

- 障害や手話について、理解を深めるための講演会を開催
- 朝霞市日本語条例を周知するチラシを作成し、配布
- 市等が主催する講演会に、手話通訳者を積極的に派遣
- 市議員や、市議会議員を対象とした手話講座の実施
- 手話講習会の拡充
- 「あさが学習おとどけ講座」を利用した手話の体験学習や啓発活動の実施



市議会による手話の講座の様子

現在、朝霞市で取り組んでいること

平成27年度現在、朝霞市で実施している、手話以外の障害に障害がある方などへの支援の取り組みを一部紹介します。

「コミュニケーション支援ボード(災害時支援用)」を市内の避難所及び福祉避難所に配置しています。



聴覚障害者だけでなく、外国人や高齢者などが活用できる、話し言葉に代わる意思伝達ツールであるコミュニケーション支援ボードを活用し、話し言葉によるコミュニケーションのバリアフリーを目指しています。

朝霞市聴覚障害者の会 戸惑之会会長よりコメント

国内で初めて、公に「日本語」が認められたという事になります。この条例が、今後、他の自治体における、「日本語」を明記しようとする条例の後押しとなり、そして今後、制定されるであろう手話言語法においても「日本語」を明記することにつながってほしいと思います。そして、全国のろう者子供たち、ろうの成人たちの自然言語である「日本語」が守られていくことを願っています。



『聴覚障害者用災害時支援用パンダナ』を避難所に配置しています。



使用例



避難所での使用例
「おはようございます」「おはようございます」

朝霞市では、災害時に使用する聴覚障害者のパンダナを避難所に配置しています。聴覚障害者は、耳だけでは耳が聞こえないことが分かります。このパンダナを活用することによって、避難所での手助けを受けやすくし、情報不足にならないようにすることが出来ます。

朝霞市って、どんなところ？



ここだよ～

埼玉県南部、都心から20キロ圏内に位置する朝霞市は、交通網が充実しており、アクセスの良さが特徴の一つです。市内に複数の川が流れるなど、自然環境の豊かさもまちとしても発展を続けています。

また、市内には陸上自衛隊朝霞駐屯地があり、2020年 東京オリンピック、パラリンピックで、朝霞会場となっています。



黒目の花まつり

彩夏ちゃん(さかちゃん)の紹介

彩夏のイメージキャラクターとして、本州最古のよさこい囃子踊りの祭典『黒目川よさこいフェスタ』をPRしています。ブルーとグリーンの色は、市内を流れる清らかな別川や、緑の豊かな朝霞を表現しています。ヘアスタイルは、花火をイメージし、『彩』の文字を髪に結んだ、市民に親しまれているキャラクターです。



彩夏祭 毎年8月18日に開催する、金・土・日(3日間)開催
本州で初めて開催された「黒目川よさこいフェスタ」は、市街地で開催される上り花火など、さまざまなイベントが行われています。



～市民の憩いの場で、学びの場でもあります～

【行先】朝霞市民まつり「彩夏祭」
～朝霞の夏の風物詩！～

【情報】黒目川

平成28年度に、市のイメージの向上および聴覚意識の醸成を図ることを目的として「シチ・セル・セール朝霞ブランド」が誕生しました。



～朝霞の特産品！～